

令和8年度

水 管 理・国 土 保 全 局 関 係
予 算 決 定 概 要

令和7年12月

国土交通省 水管理・国土保全局

令和8年度予算の基本方針

基本方針

気候変動の影響や激甚化・頻発化する水災害の被害を踏まえ、「第一次国土強靭化実施中期計画」に基づく令和7年度補正予算も一体的に活用し、ハード・ソフト一体となった流域治水の取組を加速化・深化させるとともに、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進める「流域総合水管理」を推進。また、上下水道管路の老朽化対策をはじめ、持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現に向けた取組を推進。

＜令和8年度予算で取り組む主要事項＞

1. 流域治水の加速化・深化

- ・流域治水の加速化・深化

2. 流域総合水管理の推進

2-1. 積極的な水利用の推進

- ・強靭で持続可能な上下水道システム構築の推進
- ・ダム等におけるGXや下水汚泥資源の活用の推進

2-2. 流域環境の魅力や価値の向上

- ・流域における良好な自然環境や水辺環境の創出による地域活性化の推進

3. 流域総合水管理を横断的に支える取組

- ・老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
- ・水分野におけるDXの推進

4. 南海トラフ地震等の大規模災害への対応(上記1～3の重複計上)

- ・上下水道施設の強靭化
- ・地震・津波対策の推進と災害対応力の強化

予算の規模

○一般会計予算 11,040 億円

一般公共事業費 10,670 億円

うち、河川関係 7,462 億円、砂防関係 1,436 億円、海岸関係 171 億円、

上下水道関係 67 億円、水道関係 205 億円、下水道関係 1,330 億円

災害復旧関係費 370 億円

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管) 116 億円

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

予算の内訳

○一般会計予算(国費)

単位：億円

事 項	令和8年度	前 年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費	10,670	10,402	1.03
治山治水	8,818	8,770	1.01
治水	8,648	8,600	1.01
海岸	171	170	1.00
住宅都市環境整備	250	249	1.00
都市水環境整備	250	249	1.00
上下水道	67	64	1.05
水道	205	203	1.01
下水道	1,330	1,117	1.19
災害復旧関係費	<393>	<372>	1.06
	370	300	1.23
公共事業関係	11,040	10,702	1.03
行政経費	10	10	0.99
合 計	11,050	10,712	1.03

1. 上記計数には、

(1) デジタル庁一括計上分を含まない。

(2) 個別補助化に伴う増分 216 億円を含む。

2. <>書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。

(上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金 4,597 億円、防災・安全交付金 8,529 億円がある。)

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和8年度	前 年 度	対前年度 倍 率
災害復旧関係費	116	75	1.55
合 計	116	75	1.55

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備(復興) 13 億円がある。)

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

主要事項

1. 流域治水の加速化・深化

・流域治水の加速化・深化 [6,277億円]

気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、事前防災対策を加速とともに、分かりやすい避難情報の提供や住まい方の工夫などあらゆる関係者が協働し、流域全体でハード・ソフト一体となった対策を総動員する「流域治水」を推進。

2. 流域総合水管理の推進

2-1. 積極的な水利用の推進

・強靭で持続可能な上下水道システム構築の推進 [414 億円]

国民生活を支えるライフラインである上下水道について、浄水場や送水管、下水処理場などのシステムの急所となる基幹施設の耐震化、重要管路の老朽化対策、基盤強化を図るための広域連携や官民連携の取組等を支援し、強靭で持続可能な上下水道システムの構築を推進。

・ダム等におけるGXや下水汚泥資源の活用の推進 [88 億円]

国際的な脱炭素化及び気候変動への適応を促進するため、ダム運用の高度化等により治水機能の強化と水力発電の促進を両立させるハイブリッドダムの取組や、下水道事業者による創エネ施設の導入への支援等、インフラ分野におけるGXを推進。

2-2. 流域環境の魅力や価値の向上

・流域における良好な自然環境や水辺環境の創出による地域活性化の推進 [94 億円]

かわまちづくりによる賑わいある良好な水辺空間の創出や河川を基軸とした生態系ネットワークの形成、海岸管理者と地域が一体となった砂浜保全など、多様な主体と連携した取組により地域活性化を推進。

3. 流域総合水管理を横断的に支える取組

・老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 [2,481 億円]

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策を加速とともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現。

・水分野における DX の推進 [89 億円]

流域に関する様々なデータの取得、蓄積・共有、分析・可視化に関する技術開発やシステムの整備を行い、インフラの整備・管理の効率化・高度化、総合的かつ多層的な防災・減災対策の実施、災害対応の省人化・迅速化、防災情報の高度化を図り、防災・減災 DX を推進。

4. 南海トラフ地震等の大規模災害への対応(上記1～3の重複計上)

・上下水道施設の強靭化 [104 億円]

令和6年能登半島地震において、上下水道施設の甚大な被害により大規模な断水が発生したことをふまえ、上下水道施設の耐震化や、給水車の配備などによる災害時の代替性・多重性の確保を推進。

・地震・津波対策の推進と災害対応力の強化 [637 億円]

南海トラフ地震等の大規模地震に備えた河川・砂防・海岸関係施設の地震・津波対策を推進。また、災害対策用機械の維持更新等による災害対応力の強化を推進。

※上記予算額以外に、災害復旧関係費370億円、行政経費10億円、東日本大震災からの復旧関係費116億円、工事諸費等があるほか、省全体で社会資本整備総合交付金4,597億円、防災・安全交付金8,529億円、社会資本総合整備(復興)13億円がある。

新規事項等

●新規事項

【流域治水の加速化・深化】

＜流域対策を組み合わせた治水計画の検討促進＞

➤ 総合流域防災事業(防災・安全交付金)の拡充

気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、本支川や上下流のバランスを踏まえた流域全体の浸水被害最小化を図るため、気候変動を踏まえた河川整備基本方針へ変更した年度の翌年度から10年以内に限り、河川整備計画の作成又は変更の検討を行う1級水系の指定区間において、河川整備に加え、地形や将来の土地利用等の状況を考慮した多様な流域対策を組み合わせた治水対策の検討に係る支援を追加。

＜特定都市河川制度を活用した流域治水の推進＞

➤ 特定都市河川浸水被害対策推進事業(個別補助事業)の拡充

特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域の指定の取組の推進を図るため、同区域内に流入する塵芥や土砂等を捕捉する流入防止施設の整備、地方公共団体が管理する区域内施設の耐水性向上対策、貯留機能保全区域の理解増進のための啓発活動に必要な経費等を支援対象に追加。

＜都道府県が行う短期・集中的な地すべり対策への支援強化＞

➤ 特定緊急地すべり対策事業(個別補助事業)の拡充

令和6年能登半島地震により多数の地すべりが発生したことなどを踏まえ、短期的・集中的な対策が必要とされる地すべりについて、災害発生斜面等における対策工事を速やかに実施できるよう、災害関連緊急事業に統合して行われる特定緊急地すべり対策事業の対象範囲を上部斜面以外にも拡大。

【流域総合水管理の推進(積極的な水利用の推進)】

＜持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化＞

➤ 水道広域連携推進事業(個別補助事業)及び下水道広域連携推進事業(個別補助事業)の創設、水道事業運営基盤強化推進事業(防災・安全交付金)の拡充

上下水道の持続的な経営体制を構築するため、2以上の自治体による給水/污水処理人口10万人以上の事業運営の一体化を支援する制度を創設。

➤ **水道施設アセットマネジメント推進事業(防災・安全交付金)及び生活基盤近代化事業(個別補助事業、防災・安全交付金)の拡充**

分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備(水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など)を補助対象に追加。

➤ **下水道情報デジタル化支援事業(社会资本整備総合交付金、防災・安全交付金)の拡充**

効率的な維持管理や迅速な災害対応のため、下水道管路に加え、下水処理場及びポンプ場の施設情報等のデジタル化を補助対象に追加。

➤ **高度浄水処理等整備費(個別補助事業、防災・安全交付金)の拡充**

PFOS 及び PFOA の水道水質基準化(令和8年4月1日施行)を踏まえ、PFAS 対策の補助対象自治体を拡大。

＜埼玉県八潮市の道路陥没事故の教訓を踏まえた上下水道管路の老朽化対策の推進＞

➤ **重要水道管路更新事業(個別補助事業)及び重要下水道管路更新事業(個別補助事業)の創設**

大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路(重要管路)の更新を支援する制度を創設。

➤ **水道施設リダンダンシー強化事業(個別補助事業)及び下水道施設リダンダンシー強化事業(個別補助事業)の創設**

重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易でない管路の複線化等を支援する制度を創設。

【流域総合水管理を横断的に支える取組】

＜都道府県管理施設の予防保全型インフラメンテナンス実現への支援強化＞

➤ **河川メンテナンス事業(個別補助事業)の拡充**

都道府県管理河川における予防保全型インフラメンテナンスを一層促進するため、応急対策事業の要件を拡充し、これまで支援の届きにくかった中小河川の河川管理施設の老朽化対策についても、既存制度の補助率を二段階にする形で、対象に追加。

➤ **ダムメンテナンス事業(個別補助事業)の拡充**

ダムの長寿命化計画の策定について、今後新たに整備されるダムにおいて、完成後3年以内に限定し、支援を延長。

➤ 砂防メンテナンス事業(個別補助事業)の拡充

UAV点検等のデジタル技術を用いた施設点検計画の策定に関する事項に限定し、これを位置づける砂防関係施設の長寿命化計画の変更に係る支援期間を令和12年度まで延長。また、今後老朽化の進行が懸念される雪崩防止施設の修繕・改築・更新についても、新たに支援対象に追加するとともに、令和12年度までの時限措置として長寿命化計画の策定・変更を支援。

➤ 海岸メンテナンス事業(個別補助事業)の拡充

海岸保全施設の長寿命化計画について、気候変動を考慮した計画への変更等に限定し、支援期間の時限を撤廃。

〈ダムにおける流水管理の高度化〉

➤ ダムメンテナンス事業(個別補助事業)の拡充

都道府県管理ダムの流水管理の高度化のため、長時間アンサンブル降雨予測等を活用した流入量予測システムの導入を支援対象に追加。また、アクセス路の途絶による都道府県管理ダムの機能喪失を防ぐため、代替路のない1級水系のダムに限定し、遠隔から状態監視・操作を行うための施設整備を支援対象に追加。

●その他

〈TEC-FORCE等の機能強化〉

➤ 災害復旧工事諸費の拡充

令和7年6月に一部改正された災害対策基本法を踏まえ、TEC-FORCE等の体制・機能を拡充・強化するため、TEC-FORCE予備隊員制度による人材確保、応援のための装備品等の充実等に要する予算を措置できるよう制度を拡充。

〈大規模出水後の土砂掘削によるダムの水道容量確保〉

➤ 河川等災害復旧事業(補助事業)の拡充

洪水によりダム貯水池の水道容量に土砂が堆積した場合、災害復旧事業として土砂の排除ができるよう制度を拡充。

＜税制特例措置の延長＞

➤ 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長

高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が新築する家屋に係る不動産取得税の課税標準及び固定資産税の税額に係る特例措置の適用期限について、固定資産税の税額に係る特例措置の要件を一部見直した上で、2年間延長。

➤ 浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置の延長

洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を3年間延長。

➤ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法で規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備(防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機)について、対象設備に係る固定資産税の特例措置の適用期限を3年間延長。

➤ 除害施設に係る課税標準の特例措置の延長

下水道施設の老朽化が全国的に急速に進むなか、下水道機能の確保を図るため、民間事業場等から公共下水道へ排除される下水から有害物質等を除去する「除害施設」の設置を促進すべく、当該施設(沈殿又は浮上装置、油水分離装置及び中和装置)に係る固定資産税の特例措置を2年間延長。

●新規事業

(1) 旭川ダム再生事業

既設旭川ダムの貯水池を活用するとともに、洪水調節容量及び放流設備を増強し、事前放流により利水容量の一部を洪水調節に活用することで、洪水調節機能の向上を図る旭川ダム再生事業を建設段階へ移行。